

川崎市新型コロナウイルス感染症等の病床確保等補助金交付要綱

制 定 令和2年3月24日 31川健感第2697号 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の入院病床の確保について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 本補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第2条 この要綱における補助対象施設（以下「補助事業者等」という。）は、以下の通りとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症患者等入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき、あらかじめ厚生労働省の要請を受けて、都道府県等が調整した新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関
- (2) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づき、都道府県等が厚生労働省に協議した新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる経費は、感染症予防費等国庫負担（補助）金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）のうち、感染症予防体制整備事業実施要綱3（6）新型コロナウイルス感染症対策事業により実施する経費とする。

(補助金額等)

第4条 前条に規定する補助対象経費の補助金額は、交付要綱に定める対象経費のうち、感染症予防費等国庫補助金の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業実施計画書・支出予定額内訳（第2号様式）を添付しなければならない。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

4 補助金規則第3条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項は、補助金規則第3条第2項第2号に定められたものとする。

(交付決定通知)

第6条 補助金規則第6条の規定による補助金交付決定通知は、交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期限)

第7条 補助金規則第7条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期限は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(事業の変更等)

第8条 補助事業者等は、補助金規則第5条第1号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金規則第5条第2号に定める事業の中止又は廃止の承認申請を行うときは、中止・廃止承認申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

3 前2項による申請を承認することを決定したときは、変更等承認書(第6号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業等が完了したときは、実績報告書(第7号様式)に補助金の申請に係る支出がわかる領収書等を添付して、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第12条の規定による補助金の確定の通知は、確定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 第9条実績報告により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。返還期限は、市長がその都度指定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第12条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、機器及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日精霊第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1校第2号の規定により厚生労働大臣が定めた期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長へ納付させることがある。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 13 条 補助事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部等（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 3 前 2 項の報告があったときは、補助事業者等は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 本事業に係る関係資料の保存期間は、第 9 条に定める報告を提出してから 5 年間とする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 24 日から施行し、令和 2 年 2 月 9 日から適用する。